

山梨県公報

第一号

令和元年

五月九日

木曜日

目次

告示

公告

- 包括外部監査契約の締結……………一
- 随意契約の相手方の決定について……………一
- 基本測量の終了……………一
- 公共測量の終了……………二
- 基本測量の実施……………二
- 使用料の収納事務の委託……………二
- 教育委員会……………二
- 一般競争入札について……………二
- 公安委員会……………四
- 山梨県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則……………四
- その他……………四
- あつせん員候補者の告示……………四

告示

山梨県告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和元年五月九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 包括外部監査契約の期間の始期 平成三十一年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所 田中佑幸 山梨県南アルプス市飯野四二八三番地一

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後の一括払い及び必要に応じて行う前金払い

公告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年五月九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る物品等
 - (一) 名称 インターネット接続端末等
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成三十一年二月二十八日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社
 - (二) 住所 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 五 契約金額 四千七百六十四万三千五百五十二円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 同一の物品等につき当初の契約の相手方と再度契約をするため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号に該当)。

● 基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年五月九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（機動観測）
- 二 測量の地域 山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村
- 三 測量の期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量（地図情報レベル千））
- 二 測量の地域 富士川砂防事務所管内釜無川流域
- 三 測量の期間 平成三十年五月十七日から平成三十一年二月二十日まで

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年五月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（航空重力測量）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和元年五月七日から令和二年三月三十一日まで

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和元年五月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市
- 二 委託に係る使用料 山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料
- 三 委託の期間 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年五月九日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 ハイユースサーバ等

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和二年一月一日から令和六年十二月三十一日まで

4 納入場所 山梨県教育委員会教育長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県教育庁高校教育課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな

い者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者(これらの申立てにより更正手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 平成三十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(平成三十一年山梨県告示第七十三号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

4 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると山梨県教育委員会教育長が認められた者であること。

5 この公告に示す借入物品等に係る修繕、保守等のサービスを山梨県教育委員会教育長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和元年六月三日(月)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参により提出すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育庁高校教育課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和元年五月三十一日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和元年六月二十一日(金)午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁防災新館三階教育委員会室B

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札保証金は、免除する。ただし、落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第二十條の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九條の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県教育庁高校教育課(電話〇五五―二三―一七六六)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: A Lease Contract For Network Servers For educational Use 1 set

2 Date and time for tender: 2:00PM June 21, 2019

3 Bureau in charge: High School Education Division, Yamanashi Prefectural Board of Education 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8504 Japan
TEL 055-223-1766

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年五月九日

山梨県公安委員会

委員長 武田信彦

山梨県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県暴力団排除条例施行規則（平成二十三年山梨県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を第二十二条とし、第三条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（旅館業者等が措置を講ずべき施設）

第三条 条例第二十八条第一項の公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 旅館
- 二 ホテル
- 三 ゴルフ場

附則

この規則は、公布の日から施行する。

その他

山梨県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

令和元年五月九日

山梨県労働委員会

会長 田中正志

氏名	経歴	委嘱年月日
田中正志	弁護士 第三十七期山梨県労働委員会	平成十九年七月五日

小野正毅	公益委員 第三十八・三十九・四十期 山梨県労働委員会会長代理 第四十一・四十二期山梨県労働委員会会長	平成二十七年七月二日
赤池幸江	弁護士 第四十一・四十二期山梨県労働委員会会長代理 特定社会保険労務士 第四十二期山梨県労働委員会公益委員	平成二十九年七月三日
勝俣高明	公認会計士 第三十八・三十九・四十・四十一・四十二期山梨県労働委員会公益委員	平成二十一年七月二十二日
齋藤雅代	山梨学院大学教授 第四十一・四十二期山梨県労働委員会公益委員	平成二十七年七月二日
萩原雄二	連合山梨会長 第三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
窪田清	連合山梨事務局長 第三十九・四十・四十一・四十二期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十三年七月一日
久保寺成典	J P労働組合山梨連絡協議会議長 第四十二期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十九年七月三日
齊藤伊人	T D K労働組合甲府支部支部執行委員長 第四十・四十一・四十二期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十五年七月二日
坪井茂	N T T労働組合東京総支部山梨県域分会支部長 第四十二期山梨県労働委員会労働者委員	平成三十一年一月二十三日

小林隆二	山梨県経営者協会参与 第三十九・四十・四十一・四十二期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
栗山直樹	株式会社栗山商店代表取締役社長 第四十二期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日
田中一利	有限会社ファイブスリー清掃顧問 第四十一・四十二期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十八年七月二十七日
長坂正彦	株式会社ワイ・シー・シー代表取締役社長 第四十二期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日
古屋哲彦	公益財団法人産業雇用安定センター山梨事務所所長 第四十二期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日
上野直樹	山梨県労働委員会事務局長	平成三十一年四月二十四日
佐久間浩之	山梨県労働委員会事務局次長	平成三十一年四月二十四日
坂村裕輔	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平成三十年四月二十五日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番